

令和4年度 石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 令和4年11月18日(金) 10時30分～12時00分
- 2 開催場所 石川県庁 14階 第1406会議室
- 3 委員の出席 10名中7名出席
- 4 協議会の概要
開会挨拶：武田農林水産部次長兼水産課長
議 事：次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

事務局

遊漁におけるクロマグロの採捕に関しては、広域漁業調整委員会指示に基づき規制されることとなっている。令和3年6月1日から令和4年5月31日までは、1年を通しての採捕数量規制であった。令和4年6月1日からは、時期ごとに採捕数量を定めて数量管理を行う新たなクロマグロ遊漁の規制が始まった。指導に従わない等悪質な場合には罰則が適用されることとなっている。県では、漁協各支所にリーフレットを配布するなどして周知徹底を図っている。

委員

- ・指示に従わない遊漁者への罰則事例はあるか。
- ・時期ごとに定められている採捕数量は目安ということでよいか。

事務局

- ・罰則事例は石川県内にも全国にもない。
- ・時期ごとの採捕数量は目安である。年間をとおして40トンを超えそうであれば、その時点でその年度は採捕禁止となると考えられる。

(2) 遊漁船業における安全対策の見直しについて

事務局

令和4年4月に北海道知床で小型旅客船の事故が発生した。それを受け、国道交通省において知床遊覧船事故対策検討委員会が設置され、検討会が重ねられてきた。7月に中間取りまとめとして、小型旅客船の安全対策についての方向性が示された。また、小型旅客船と同じ業態である遊漁船業についても安全対策の見直しを行う必要性が高まり、10月に水産庁において遊漁船業のあり方に関する検討会が開かれた。小型旅客船、遊漁船業ともに安全対策の具体的な内容については今後示される予定である。

委員

- ・ガソリン代として金銭を受け取る場合は遊漁船業者登録の必要があるか。
- ・石川県でこれまで遊漁船業者登録の取り消しの事例はあるか。

事務局

- ・金銭や物品の授受がある場合は登録が必要になる。
- ・登録の取り消しの事例はない。

(3) 密漁について

事務局

石川県沿岸には共同漁業権が設定されており、行使権を持っていない者が漁業権者の同意なく対象種を採捕した場合は、漁業権の侵害にあたる。令和2年の漁業法改正後、特定水産動植物については採捕自体が原則として禁止され、漁業権や許可に基づく採捕のみが認められている。漁業権の侵害は親告罪にあたり、告訴がなければ公訴できないが、特定水産動植物採捕の禁止の違反に関しては直罰規定となる。

委員

- ・地域のルールを国や県が主導して作るべきではないか。また、犯罪レベルのマナーの悪さもあるため、警察にも見回りをお願いする等、何か対策するべきではないか。
- ・イルカウォッチングやスキューバの方から、ジェットスキーが何とかならないかという相談がきている。
- ・キャンプ場の管理者が利用料金を取っている事例があり、そういったところと協力して遊漁者へのマナーの周知を図っていければと考える。

事務局

- ・ジェットスキーについては今後注視していきたい。
- ・キャンプ場の施設管理者との協力については、機会があったときに話をさせてもらったり、情報を集めたりしていきたい。